

平成十九年七月三日受領
答弁第四一三三号

内閣衆質一六六第四一三三号

平成十九年七月三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土に居住するロシア系住民の意識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土に居住するロシア系住民の意識に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、例えば、昨年度に実施された四島交流の枠組みによる訪問事業に参加して我が国の諸地域を訪問したロシア連邦国民を対象として行ったアンケート調査においては、北方四島を我が国に返還することに賛成、反対又はそのいずれでもないとする様々な意見があったと承知している。

二について

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土における投資と北方領土問題解決を目指す我が国の立場に関する再質問に対する答弁書（平成十九年六月十二日内閣衆質一六六第三一二号）四についてにおける御指摘の答弁は、ロシア連邦が我が国固有の領土である北方四島を法的根拠なく占拠しており、現在、我が国は、北方四島において、これらの島々に居住しているロシア連邦国民を幅広く対象とした調査を行うことが事実上できない状況にあるとの趣旨を述べたものである。他方、衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土における投資と北方領土問題解決を目指す我が国の立場に関する第三回質問に対する答弁書（平成十九年六月二十二日内閣衆質一六六第三八一号）一及び二について並びに四についてでお答えしたとおり、四島交流の枠

組みによる訪問事業に参加して我が国の諸地域を訪問したロシア連邦国民については、外務省として、これらのロシア連邦国民を対象として北方四島交流北海道推進委員会が実施しているアンケート調査の結果に関する情報の提供を受けている。また、四島交流の枠組みによる訪問事業に参加したロシア連邦国民との意見交換の状況を把握すること等を通じて、北方四島における情勢の把握に努めているところである。